

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案 新旧対照条文 目次

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第六条関係）	1
◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第七条関係）	4
◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第八条関係）	5
◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第九条関係）	6
◎地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）（附則第十条関係）	8
◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十一条関係）	9
◎社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十二条関係）	10
◎国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十三条関係）	11
◎公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第十四条関係）	12
◎法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第十五条関係）	13
◎地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（附則第十六条関係）	14
◎判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第一百二十一号）（附則第十七条関係）	15
◎日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）（附則第十八条関係）	16
◎高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（附則第十九条関係）	17

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案 新旧対照条文

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
	附 則 (一般会計から健康勘定への繰入れの特例)
第三十一条 (略)	第三十一条 (略)
2 (略)	2 (略)

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）による子ども手当に関する政
府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百八条、第一百十条、第一百十一条第六項及び第七項、第一百十二条、第一百十三条第四項、第一百十四条第八項、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第二項、第一百二十一条並びに第一百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第一百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第一百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「

拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用」（平成二十二年七月第一条に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は児童手当附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び

子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第百二十一一条並びに第一百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2
2
4
(略)

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2
2
4
(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （承認健康保険組合）</p> <p>第八条　（略）</p> <p>2 ～ 4　（略）</p> <p>（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第　　号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第一百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第　　号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条　（略）</p>	<p>附 則 （承認健康保険組合）</p> <p>第八条　（略）</p> <p>2 ～ 4　（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条　（略）</p>

附 則 (病床転換支援金の経過措置)	改 正 案	附 則 (病床転換支援金の経過措置)	現 行
第八条　(略)	第八条　(略)	第八条　(略)	第八条　(略)
<p>(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)</p> <p>第八条の一 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>第九条　(略)</p> <p>2 (略)</p>			

(附則第九條關係)

(傍線の部分は改正部分)

二十二年法律第
号)

条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（病床転換助成事業に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十八条 （略）</p> <p>（子ども手当に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 （平成二十二年法律第 号）の規定が適用される場合における 第十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあ るのは、「児童手当及び子ども手当」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（病床転換助成事業に要する経費に係る特例）</p> <p>第三十八条 （略）</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）</p> <p>第八条 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間ににおける第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定について、第七条第十一号の二中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第六条」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（法務省設置法の一部改正）</p> <p>第八条 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第五号中「住民登録」を削り、同条第十一号中「事項」の下に「及び法律（法律に基づく命令を含む。）で法務省の所掌に属させられた事項」を加える。</p> <p>第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号の前に次の一号を加える。</p> <p>七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事項</p>

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第二条関係）	改 正 案	現 行
一〇二十八（略）	二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法 律（平成二十二年法律第 号）	一〇二十八（略）
三十〇三十三（略）		三十〇三十三（略）

◎ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
3 (略)	附 則 (経過措置)		
(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)			現 行

4 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

改 正 案

附 則

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出しが「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

現 行

附 則

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項第四号中「及び第十四条」を「第十四条及び第十九条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第十九条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「仮定給料」との下に「、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を加え、「並びに地方公共団体」を「及び地方公共団体」に改め、「同法第百十五条の二第一項中「期末手当等（地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「

組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と「とあるのは「並びに」を「とあるのは「及び」に改める。

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（平成二十二年度における子ども手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。</p>	<p>（法務省設置法の一部改正）</p> <p>6 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条中第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。</p> <p>三十九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関すること。</p>

(附則第十六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

附 則

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 (略)

現 行

附 則

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 (略)

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例)

第五条 平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「含む。以下この条において同じ。」とあるのは「含む。」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの(同法第十条(同法附則第六条第二項)、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)」の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。)」と、「児童手当又は同法附

則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と「」の認定」とあるのは「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年法律第十二号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八条第二項（同法附

則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第七条第二項」とする。

◎ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）（抄）
 （附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
	（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）	（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
5 （略）	5 （略）	5 （略）
	（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）	
6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二百二十一号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二百二十一号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。		

附 則 (罰則に関する経過措置)	改 正 案	附 則 (罰則に関する経過措置)	現 行
<p>第七十四条　（略）</p> <p>（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第七十五条　機構が、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十一条第一項の規定により適用されども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四十八条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第二十一条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給</p>		<p>第七十四条　（略）</p> <p>（傍線の部分は改正部分）</p>	

法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二条第三項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二条第八項及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項」と、第四十八条第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（政令への委任）
第七十六条
（略）

（政令への委任）
第七十五条
（略）

◎

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号) (抄)

(附則第十九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

附 則

第六条 附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となつた者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けているもの(同法第十条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十二条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。)が、国立高度専門医療研究センターの成立の日において平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件に該当するときは、その者に対する子ども手当の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第六条第一項の規定に

現 行

附 則

第六条 附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となつた者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関するでは、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前の月の翌月から始める。

よる市町村長（特別区の区長を含む。）に対する認定の請求があつたものとみなす。この場合において、その認定の請求があつたものとみなされた子ども手当の支給は、同法第七条第二項の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。